

# 平成24年度 水質検査計画



岡山県南部水道企業団 庁舎

岡山県南部水道企業団

## 水質検査計画について

当企業団では、安全で良質な水道水を安心してご利用いただくため、水源から受水団体の受け渡し地点まで徹底した水質管理を行っています。

水質検査は、水道水の水質管理が的確に行われ、水質基準に適合する水道水が確実に供給されているか確認するため定期的に行うものです。また、水質検査計画及び水質検査結果についてはホームページで公表するとともに、次年度の水質検査計画に反映させていきます。

この水質検査計画の内容は、次のとおりです。

- 1．基本方針
- 2．水道事業の概要
- 3．検査地点・水質検査項目・検査頻度及びその理由
- 4．水質検査方法
- 5．臨時の水質検査
- 6．水質検査計画及び検査結果の公表の方法
- 7．関係者との連携

### 1．基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

- 1) 原水水質の把握と的確な浄水場の工程管理は、水質管理の根幹ですので、水質検査計画に反映させます。
- 2) 水質検査は、法令で定められた受水団体への受け渡し地点、又は浄水場の出口で行います。
- 3) 水質検査の項目は、毎日検査項目・水質基準項目・水質管理目標設定項目及び維持管理上必要な項目を行い浄水過程に反映させます。
- 4) 検査頻度は、検査地点や項目により異なりますが、供給される水道水の安全が確認できるよう十分配慮して決定します。

### 2．水道事業の概要

昭和25年2月18日に企業団の前身である岡山県南部上水道配水組合（玉野市・児島市・児島郡琴浦町・福田町・浅口郡連島町）が設立され、2市3町による用水供給事業を行うことになる。

その後、町村合併と昭和45年8月1日に灘崎町を給水対象に加え、倉敷市・玉野市・灘崎町の2市1町に供給を行っていましたが、平成17年3月22日に灘崎町が岡山市と市町村合併を行い、3市に供給する企業団となりました。

当企業団は高梁川から取水し、表流水は急速ろ過法・緩速ろ過法により清澄なる過

水を得て塩素消毒をします。伏流水は清澄な水質を保っているため、塩素消毒だけを行っています。

1) 送水状況(平成22年度末現在)

- (1) 給水区域 倉敷市・玉野市・岡山市
- (2) 給水人口 197,928人
- (3) 年間総送水量 30,141,730m<sup>3</sup>/年
- (4) 1日最大送水量 94,500m<sup>3</sup>/日
- (5) 1日平均送水量 82,580m<sup>3</sup>/日

2) 施設規模及び能力

- (1) 浄水場所在地 倉敷市西阿知町 247-1
- (2) 敷地面積 51,768m<sup>2</sup>
- (3) 取水能力 120,000m<sup>3</sup>/日
  - 内訳 表流水 80,000m<sup>3</sup>
  - 伏流水 37,000m<sup>3</sup>
  - 構内井 3,000m<sup>3</sup>
- (4) 送水能力 122,000m<sup>3</sup>/日
- (5) 増圧ポンプ所 4カ所
  - 内訳 広江・宇野津・常山・田の口
- (6) 追加塩素注入所 日比・常山・田の口

3. 検査地点・水質検査項目・検査頻度及びその理由

1) 検査地点

(1) 原水の状態を把握し的確に反映させるため、浄水場において原水の種類ごと定期的に検査を行います。

(2) 浄水においては、浄水場の出口又は法的に定められた地点(用水供給事業の場合受け渡し地点:給水地点)で行います。

基本的には、当企業団の責任分界点である給水地点となりますが、送水過程で変化しない項目は、浄水場出口で供給される水道水を保証することとしました。

(3) 送水過程で変化する項目については、当企業団の末端における調整池及び追加塩素注入所を検査地点とします。

(4) 採水場所

- 水源(2カ所) 高梁川・小田川
- 浄水場入口 表流水(2カ所)
- 伏流水(1カ所)

浄水場出口

- 給水地点 正面山調整池・宗津調整池・常山調整池・加茂路調整池・日比追加塩素注入所

## 2) 水質検査項目・検査頻度及びその理由

水道法で義務づけられている水道水の検査は毎日検査項目、水質基準項目に加えて水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目、浄水処理の維持管理に必要な一般項目について検査を行います。

- (1) 毎日検査項目(色・濁り・残留塩素)は、浄水場出口・広江増圧ポンプ所・宇野津増圧ポンプ所・正面山調整池・常山調整池・加茂路調整池・日比追加塩素注入所において自動水質測定装置により測定を行います。
- (2) 水質基準項目の検査は、水源・浄水場入口・各浄水池・浄水場出口及び給水地点(図1)で行います。
- (3) 水質管理目標設定項目は、水質基準項目の検査に準じて、検査地点及び頻度を設定し、検査を行います。
- (4) 供給される水道水が常に安全で良質であることを把握するため、当企業団独自の判断で、水質管理上必要と認めた箇所について、検査項目及び検査頻度を追加して測定する。
- (5) 平成24年度の水質検査頻度は、水質基準項目(表1)・水質管理目標設定項目(表2)・一般項目(表3)に示したとおり行います。検査頻度について、法に基づく水質検査では、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/5以下の場合には年に1回まで検査頻度を緩和できる項目についても、水質が安定で良好であることを確認するため、浄水場出口においては毎月1回検査を行います。

## 4. 水質試験方法

水質検査の水質基準項目・水質管理目標設定項目・一般項目は、倉敷市水道局水質試験センターに委託しています。

維持管理上必要な水質検査は、当企業団において行います。

## 5. 臨時の水質検査

次のような事態が発生し、浄水処理で対応できず、浄水場出口の水質が水質基準を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止するなどの処置を講じ、臨時の水質検査を実施し、安全性が確認されるまで行います。

- 1) 水源の水質に異常があった場合。
- 2) 水源の水質が著しく悪化した場合。
- 3) 臭気及び味に著しく変化が生じた場合。
- 4) 魚類監視から異常を認めた場合。
- 5) 水源付近、給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行した場合。
- 6) 浄水処理過程及び送水施設で水質異常が発生した場合。
- 7) その他特に必要があると認めたとき。

## 6. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

- 1) 水質検査計画は毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正をします。

2) 水質検査計画に基づいて実施した水質検査の結果は、翌月にホームページにおいて公表します。

#### 7. 関係者との連携

水道水が原因で水質事故等が発生した場合、当企業団の危機管理マニュアルに沿って、関係機関と連携を密にし、迅速な対応に努めます。

図1 検査地点概要図（平成24年度）



水質検査項目と検査頻度

表1 法令に基づく水質基準項目及び検査頻度

項目	水質基準項目	基準値	法令に基づく 検査回数	検査計画頻度(回/年)					
				水源	浄水場入口		浄水場	浄水場	受け渡 地点
					表流水	伏流水	浄水池	出口	
1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	2	12	12	12	24	12
2	大腸菌	検出されないこと		2	12	12	12	24	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年4回	2	4	4	4	12	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1,2	2	4	4	4	12	4
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		2	4	4	4	12	4
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	年4回 1,3	2	4	4	4	12	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	年4回 1,2	2	4	4	4	12	4
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	年4回 1,3	2	4	4	4	12	4
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	年4回	2	4	4	4	12	4
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		2	4	4	2	12	2
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		2	4	4	2	12	2
12	ぼう素及びその化合物	1mg/L以下		2	4	4	4	12	4
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下		2	4	4	2	12	2
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		2	4	4	2	12	2
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	年4回 1,2	2	4	4	4	12	4
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		2	4	4	2	12	2
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		2	4	4	2	12	2
18	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		2	4	4	2	12	2
19	ベンゼン	0.01mg/L以下		2	4	4	2	12	2
20	塩素酸	0.6mg/L以下		-	-	-	4	12	4
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		-	-	-	4	12	4
22	クロロホルム	0.06mg/L以下		-	-	-	4	12	8
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下		-	-	-	4	12	4
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		-	-	-	4	12	8
25	臭素酸	0.01mg/L以下	年4回	-	-	-	4	12	4
26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		-	-	-	4	12	8
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下		-	-	-	4	12	4
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		-	-	-	4	12	8
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下		-	-	-	4	12	8
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		-	-	-	4	12	4
31	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	年4回	2	4	4	4	12	4
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1,3	2	4	4	4	12	4
33	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		2	4	4	4	12	4
34	銅及びその化合物	1mg/L以下		2	4	4	4	12	4
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	年4回	2	4	4	2	12	2
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1,2	2	4	4	4	12	4
37	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回	2	12	12	12	24	12
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	年4回	2	4	4	4	12	4
39	蒸発残留物	500mg/L以下	1,2	2	4	4	4	12	4
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		2	4	4	2	12	2
41	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	発生時期に月	2	12	3	12	24	12
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1回以上 2	2	12	3	12	24	12
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	年4回	2	4	4	2	12	2
44	フェノール類	0.005mg/L以下	1,2	2	4	4	2	12	2
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		2	12	12	12	24	12
46	pH値	5.8以上8.6以下		2	12	12	12	24	12
47	味	異常でないこと	月1回	-	-	-	12	24	12
48	臭気	異常でないこと		2	12	12	12	24	12
49	色度	5度以下		2	12	12	12	24	12
50	濁度	2度以下		2	12	12	12	24	12

- 1 水源に汚染物質を排出する施設の設置状況から、原水水質が大きく変化する恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- 2 当該事項について過去の検査結果が基準値の2分の1を超過したことがなく、水源(原水)及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略することができる。
- 3 当該事項について過去の検査結果が基準値の2分の1を超過したことがなく、水源(原水)及びその周辺の状況並びに薬品・資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略することができる。

表2 水質管理目標設定項目及び検査頻度

項目	水質管理目標設定項目	目標値	検査計画頻度(回/年)			
			水源	浄水場入口		浄水場 出口
				表流水	伏流水	
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/L以下	2	2	2	2
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	2	2	2	2
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/L以下(暫定)	2	2	2	2
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/L以下(暫定)	2	2	2	2
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2	2	2	2
6	削除					
7	削除					
8	トルエン	0.4mg/L以下	2	2	2	2
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下	2	2	2	2
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	-	-	-	2
11	削除					
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	当企業団では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため、二酸化塩素の検査は行いません。			
13	ジクロロアセトリル	0.01mg/L以下(暫定)	-	-	-	2
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	-	-	-	2
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	-	10	2	2
16	残留塩素	1mg/L以下	-	-	-	12
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	2	2	2	12
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	2	2	2	12
19	遊離炭酸	20mg/L以下	2	2	2	2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2	2	2	2
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	2	2	2	2
22	有機物等(KMnO4)	3mg/L以下	当企業団では有機物(全有機炭素(TOC)の量)で評価するため、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)の検査は行いません。			
23	臭気強度(TON)	3以下	2	2	2	2
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	2	2	2	12
25	濁度	1度以下	2	2	2	12
26	pH値	7.5程度	2	2	2	12
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	2	2	2	2
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)	2	2	2	2
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2	2	2	2
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	2	4	4	12

表3 一般項目及び検査頻度

項目	一般項目	検査計画頻度(回/年)			
		水源	浄水場入口		浄水場 出口
			表流水	伏流水	
1	大腸菌群(MPN)	2	2	-	-
2	電気伝導率	2	2	2	-
3	総アルカリ度	2	2	2	-
4	総酸度	-	-	-	-
5	浸食性遊離炭酸	-	-	-	-
6	臭素イオン	2	2	2	-
7	硝酸イオン	2	2	2	-
8	リン酸イオン	2	2	2	-
9	硫酸イオン	2	2	2	-
10	カリウムイオン	2	2	2	-
11	マグネシウムイオン	2	2	2	-
12	カルシウムイオン	2	2	2	-
13	浮遊物質	2	2	-	-
14	化学的酸素要求量	2	2	-	-
15	生物化学的酸素要求量	2	2	-	-
16	溶存酸素	2	2	-	-
17	総窒素	2	2	2	-
18	総リン	2	2	2	-
19	嫌気性芽胞菌	-	12	12	-
20	クリプトスピリジウム及びジアルジア	-	4	2	2